

ID: 280

担当部署: 建設課

処分の概要	高額所得者に対する家賃の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町営住宅条例 第30条第1項		
例規番号	平成17年条例第158号		
<p><b>【根拠条文】</b> (高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第30条 第26条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第15条第1項及び第28条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても町営住宅を明け渡さない場合には、町長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該町営住宅の明け渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、町長が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>3 第17条の規定は第1項の家賃について、第19条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭について、それぞれ準用する。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日